

育児体験開催業務仕様書

1 業務名

育児体験開催業務仕様書

2 履行期間

契約の日から令和7年12月31日まで

3 業務の目的

本市では、「みはらこども・子育て応援プラン（三原市こども計画）」において、基本目標のひとつとして「こどもの健やかな成長をライフステージに応じて切れ目なく支援します」を掲げ、次代へのステップの支援に取り組んでいる。

少子化が進行し、日常生活で乳幼児と触れ合う機会が減少している中、乳幼児と触れ合う体験は、子どもたちにとって、将来、子どもを生み育てることや、家族を持つことがイメージできる貴重な機会となる。

このため、本業務では、「乳幼児との触れ合い」をテーマに、子どもたちが楽しみながら、学び、体験できる場を提供し、子どもや家庭を持つことについて考えるきっかけづくりや、子育てをイメージする機会を作ることを目的として実施する。

4 業務内容

(1) 講座の開催・運営等

中学生・高校生等を対象に、育児について学ぶ「育児体験講座」（以下、「体験講座」という。）を開催するものとし、体験講座の開催・運営に必要な次の事項を行うこと。（体験講座の概要は表1のとおりとする。）

なお、体験講座の内容や開催日等については、市と受注者が協議のうえ、市が決定するものとする。

ア 体験講座の実施に向けた企画・調整

- ・体験講座内容の検討、企画
- ・講師の派遣調整
- ・講師への説明、講義内容の調整
- ・参加者、ボランティアの募集（中学生・高校生等、乳幼児とその保護者）
- ・参加申込の受付・対応（WEBでの予約受付・対応は必須）

イ 体験講座の周知、情報発信

- ・リーフレットやポスターなどの広報媒体の作成・配布（リーフレット及びポスターの作成は必須）
- ・講座のようすを撮影した映像を制作し、参加者以外にも広く啓発

ウ 進捗管理・報告

- ・年間スケジュールの作成
- ・参加人数（延べ参加・実参加それぞれの人数など）やアンケート結果の報告
- ・体験講座実施報告書の作成

エ 体験講座の開催・運営

- ・開催場所の確保、設営、撤収
- ・必要な物品の準備、手配、作成（案内用掲示物・配布物など）
- ・体験講座の進行、運営
- ・講師・参加者への対応
- ・参加者アンケートの実施（集計、集計結果を踏まえた改善提案・実施等を含む。）
- ・講師謝金等、体験講座開催に必要な経費の支払

オ 県立広島大学との連携

カ その他、体験講座の開催・運営に必要な事項

表 1 体験講座の概要

	項目	内容
1	開催回数	・5回程度の連続講座として開催
2	参加対象	・中学生から高校生年代（18歳）まで
3	定員	・1回あたり30名の定員を基本とする
4	開催時間	・1回あたり90分～120分程度
5	参加料	・無料とする
6	開催場所	・児童館で開催
7	講座開始日	・令和7年8月6日（水）（予定）
8	内容	・座学（乳幼児の発達、子育てや親になること、妊娠・出産等） ・人形を用いた体験（沐浴、おむつ、着せ替え等） ・乳幼児との交流 ・子育て中の保護者との交流や意見交換 など

(2) その他独自提案

上記(1)のほか、本業務に関係する効果的な取組について提案し、発注者と協議のうえ実施すること。

5 打ち合わせ協議等

- (1) 本業務の履行に係る打ち合わせ協議は、業務の実施段階に応じて適宜行うものとする。
なお、委託期間の途中において発注者が報告を求める場合は、それに応じること。
- (2) 打ち合わせ協議の結果は、受注者が記録・整理のうえ、当該打ち合わせ協議後、速やかに発注者に提出すること。

6 委託料上限額

500千円（消費税相当額及び地方消費税相当額を含む。）

7 個人情報の取扱い及び守秘義務

- (1) 個人情報の保護

本業務を実施する上で個人情報を取り扱う場合には個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び三原市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年条例第35号）を遵守すること。

(2) 守秘義務

本業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

8 報告書等

本業務に関する作成物、購入備品、設備、成果品等の管理及び権利の帰属は、全て発注者とする。受注者は、次のとおり成果品を納品すること。

- (1) 業務報告書 1部
- (2) 業務成果に係る電子データ（Microsoft Word、Microsoft Excel、Microsoft PowerPointのいずれかの形式で保存した CD-R 等） 1枚
- (3) 本業務に関する作成物等 現物

9 その他

- (1) 受注者は、発注者と連絡調整を十分に行い、円滑に業務を実施すること。
- (2) 受注者は、当該委託業務実施過程で疑義が生じた場合は、速やかに発注者に報告し協議を行い、その指示を受けること。
- (3) 受注者は当該委託業務上発生した障害や事故については、大小にかかわらず発注者に報告し、指示を仰ぐとともに、早急に対応を行うものとする。
- (4) 業務の一部の再委託をする場合は、あらかじめ発注者の承諾を得るものとする。
- (5) この仕様書に定めるもののほか必要な事項が生じた場合は、その都度協議することとする。